

令和 7 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 指定共同生活援助事業所に対する行政処分について 2
- 2 身体障害者手帳の等級の認定誤りに係る和解について 3
- 3 若年層向け保育人材確保の取組について 4
- 4 児童虐待相談対応件数（速報値）について 6

令和 7 年 1 0 月 1 5 日
福 祉 部

指定共同生活援助事業所に対する行政処分について

福祉部障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、以下のとおり行政処分を行った。

1 対象事業者

- ・法人の名称 一般社団法人 olu olu（代表理事 越戸利江子）
- ・事業所の名称 グループホームオルオル（所在地 牛久市岡見町 2733 番地 194）
- ・サービスの種類 共同生活援助
- ・利用定員数 10 人

2 行政処分の内容

事業所の指定取消し

（処分日：令和 7 年 7 月 18 日、指定取消年月日（処分効力発生日）：令和 7 年 11 月 1 日）

3 行政処分の理由

（1）市に対する訓練等給付費の請求に関する不正（法第 50 条第 1 項第 6 号該当）

利用者らが外泊して上記事業所に不在であった日（以下「外泊日」）について、当該利用者が外泊せずにサービスの提供を受けたと偽り、令和 4 年 5 月から令和 6 年 8 月までの期間において、牛久市に対し 1,838,523 円、つくば市に対し 1,212,164 円、合計 3,050,687 円の訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。

（2）法第 48 条第 1 項に基づく監査における虚偽の報告（法第 50 条第 1 項第 7 号該当）

令和 6 年 9 月 24 日に実施された法第 48 条第 1 項に基づく県、牛久市及びつくば市の監査において、外泊した利用者の人数、氏名、外泊先及び外泊日について虚偽の内容を記載した令和 4 年 5 月分から令和 6 年 8 月分までの期間に係る事業日誌を提出した。

（3）不正又は著しく不当な行為（法第 50 条第 1 項第 11 号該当）

県に対し、法第 11 条第 2 項に基づく運営指導に際して提出を求められた運営指導事前提出資料として、令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月までの期間において、利用者が外泊せずにサービスの提供を受けたとする虚偽の内容を記載した資料を令和 6 年 6 月 20 日に提出した。

（4）利用者への身体的虐待（法第 50 条第 1 項第 3 号該当）

令和 6 年 4 月から同年 7 月上旬までの間、従業員 A は、上記事業所内において、利用者 B に対し、日常的に（1 週間に 2 回程度の頻度）、首を絞める、頭や腹を殴るといった身体的暴力を行っていた。その中で、同年 7 月 4 日、A は、上記事業所内において、B の首を絞める身体的暴力を行った。

4 指定取消しに伴う利用者の処遇について

- ・ 指定取消しを踏まえ、保護者や現従業員等の関係者を中心として、現利用者を引き継ぐための、体制を刷新した新法人設立及び新規事業開始に向けた準備が進んでおり、現在、新法人より、令和 7 年 11 月 1 日付けでの新規事業所の指定に向けた申請書類の提出がなされたところ。
- ・ これを受け、県では、10 月下旬、不正行為の再発防止体制を重点的に確認するためのヒアリングを新法人役員及び新規事業所従業員等に対して実施し、その結果をふまえ指定の可否について判断する。

5 参考

不正請求を理由とした指定取消しは、障害者自立支援法施行（平成 18 年～）以降では 3 件目

身体障害者手帳の等級の認定誤りに係る和解について

福祉部障害福祉課

1 事案の概要

平成13年12月25日に茨城県知事が交付した身体障害者手帳について、本来は障害の等級を2級として交付すべきところ、誤って3級として交付したことが令和6年12月に判明した。

このため、和解の相手方と県とで示談書を締結し、相手方に対し、当該身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「本件身体障害者」という。）が本来支出する必要のなかった医療費に相当する額を賠償した。

2 和解の内容

（1）和解の相手方

個人 1名

※ 本件身体障害者は令和5年に死亡したことから、相続人間の協議により、本件身体障害者の兄を相手方とするもの。

（2）和解の内容

本件身体障害者が本来負担する必要のなかった医療費に相当する額を賠償する。

（3）賠償額

491,774円（予備費により支出）

※ 居住市町村から、本件身体障害者の医療費給付記録（平成21年3月分から令和3年12月分まで）の提供を受けて賠償額を算出した。

なお、令和4年1月以降の医療費については、精神障害者保健福祉手帳1級の交付に伴う医療福祉費支給制度適用により、負担は生じていない。

※ 本件身体障害者について、所得税及び住民税の課税はされておらず、扶養親族とならなかったことから、その親族について障害者控除も行われていなかった。

3 和解日

令和7年7月30日（専決処分により対応）

＜専決処分の理由＞

速やかに賠償を行い、相手方の損害を回復する必要があるため。

若年層向け保育人材確保の取組について

福祉部子ども政策局子ども未来課

1 目的

保育の仕事の魅力を若年層に紹介し仕事への関心を高め、保育のイメージアップを図り、保育士等を志望する若年層の参入を促進する。

2 中高生向けバスツアー

(1) 事業概要

中学生・高校生を対象に、様々な魅力的な保育に取り組む保育施設や養成校を巡りながら、先輩保育士や保育士を志す学生と交流してもらうことで、仕事のやりがいや魅力を発信し、若年層の参入の促進を図る。



【園児とふれあう参加者】

(2) 実施状況

時 期	コース数	参加者	結 果
2025年 7月・8月	5コース 県北1、県央1、 県西2、県南1	中高生30名	保育施設、養成校の見学について、ほぼすべての参加者から「満足」、「やや満足」とのアンケート回答が得られた。

3 保育士養成校生向けバスツアー

(1) 事業概要

養成校に通う学生を対象に、様々な魅力的な保育に取り組む施設を紹介し、現場の保育士と交流してもらうことで、自分に適した園選びを支援する。



【保育士との意見交換会】

(2) 実施状況

時 期	コース数	参加者	結 果
2025年 7月・8月	6コース 県北2、県央2、 県南2	養成校生、 潜在保育士59名	保育の仕事への関心について、すべての参加者から「関心が高まった」とのアンケート回答が得られた。

4 就活応援セミナー

(1) 事業概要

養成校に通う学生や潜在保育士を対象に、保育施設を一堂に集め、保育の現場や職場の勤務環境、経営方針等を紹介することで、就職時の不安解消や就業イメージの明確化につなげ、ミスマッチを解消する。



【園から説明を受ける参加者】

(2) 実施状況

時 期	開催場所	参加者
2025年 7月・8月	3か所 県央、県南、県西	養成校生、潜在保育士 324名

5 今後の対応

- 引き続き、養成校や保育施設と連携し、若年層の保育の仕事に触れる機会を増やし、仕事への関心を高めることにつなげ、参入促進を図る。
- 今後、若年層が関心を寄せやすいよう、プロスポーツクラブ等と連携した保育の仕事の魅力発信や、SNSでの情報発信の強化により、イメージアップを図っていく。

児童虐待相談対応件数（速報値）について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 児童虐待相談対応件数の概況

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、2024（R6）年度においては、4,233件（速報値）と過去最多を更新する見込み。

○ 茨城県の児童虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2022(R4)	4,033	7,825	51.5
2023(R5)	4,134	7,775	53.2
2024(R6)	4,233	7,764	54.5

○ 全国の児童虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2022(R4)	214,843	566,013	38.0
2023(R5)	225,509	585,934	38.5
2024(R6)	集計中		

（件数増加の背景）

- ・ 児童虐待に対する社会的な関心の高まりによる通報の増加
- ・ 児童虐待事案に係る県と警察との情報提供及び共有の実施（2018年1月～）

2 件数増加への対応

（1）児童相談所の体制強化

- 国の基準及び「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、児童福祉司及び児童心理司の増員を図る。

（参考）児童福祉司・児童心理司の配置数の推移（各年4月1日時点）

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
児童福祉司	123名	128名	139名	151名
児童心理司	46名	54名	59名	57名

（2）早期発見、早期対応のための通報・相談窓口の整備

- ・ 全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知・普及と、24時間体制での電話相談受付対応
- ・ メッセージアプリ「LINE」を活用した相談の実施（2023年1月～）

（3）職員の資質向上

階層別研修やスーパーバイザー研修などを実施・受講することにより、職員の資質向上を図る。

令和 7 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 1 第 9 6 号議案 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・・・ 2

- 2 第 1 1 5 号議案 権利の放棄について
（公費負担医療に係る診療報酬返還金）・・・・・・・・・・ 9

令和 7 年 1 0 月 1 5 日
福 祉 部

第 96 号議案

令和 7 年度 茨城県一般会計補正予算（第 3 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	593,952	593,952	－

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 項 名 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	91,443,529	593,952	92,037,481
4 長寿福祉費	3,791,698	408,906	4,200,604
5 児童福祉費	44,295,441	185,046	44,480,487

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・ 訪問介護事業所緊急支援事業費 408,906 千円
- ・ 不妊治療費助成事業費 12,000 千円
- ・ 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業費 173,046 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	訪問介護事業所緊急支援事業【新規】																
1 予 算 額	408,906千円																
2 現況・課題	訪問介護は、介護を必要とする高齢者が自宅で日常生活を送る上で必要な支援を提供するサービスであり、高齢化が進む中、重要性が増している。 一方、物価高騰が続く中、R6年度介護報酬改定において、訪問介護のみ報酬が引き下げられたことから、訪問介護事業所の経営は厳しさを増しており、本県における訪問介護事業所数は、R6年度に12か所減少した。																
3 必要性・ねらい	介護報酬が引き下げられた状況にあっても、地域の高齢者に対して安定的な在宅介護を提供するため、訪問介護事業所に緊急的な支援を行う。																
4 事業の内容	(1) 事業概要 R6年度介護報酬改定による報酬引き下げの影響を受ける訪問介護事業所に対して、引き下げによる減収相当額を支給する。 ＜主なR6介護報酬改定率＞ <table><tr><td>サービス種別</td><td>改定率</td></tr><tr><td>訪問介護</td><td>▲2.3%</td></tr><tr><td>通所介護</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>介護老人福祉施設（特養）</td><td>2.8%</td></tr></table> (2) 支給対象 訪問介護事業所（R7年4月1日時点で524か所） ＜訪問介護事業所数の推移＞ <table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>541</td><td>541</td><td>536</td><td>524</td></tr></table> (3) 支給額 各事業所ごとの、R6年度における介護報酬実績額をもとに算出した、報酬引き下げによる減収相当額	サービス種別	改定率	訪問介護	▲2.3%	通所介護	0.5%	介護老人福祉施設（特養）	2.8%	R4	R5	R6	R7	541	541	536	524
サービス種別	改定率																
訪問介護	▲2.3%																
通所介護	0.5%																
介護老人福祉施設（特養）	2.8%																
R4	R5	R6	R7														
541	541	536	524														
5 参考事項	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用																



【R7.9月補正予算額 409百万円】

福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査G（029-301-3343）

介護報酬が引き下げられた状況にあっても、地域の高齢者に対して安定的な在宅介護を提供するため、物価、エネルギー費等の高騰で経営が悪化している訪問介護事業所に、緊急的な支援を行います。

1 現状・課題

- R6 介護報酬改定において、訪問介護のみ報酬が引き下げ
- 職員の処遇は改善されている反面、訪問介護事業所の経営は厳しさを増しており、本県における事業所数は減少

2 支援内容

- （1）支給対象 訪問介護事業所
- （2）支給額 R6 介護報酬引き下げによる減収相当額

＜主なR6介護報酬改定率＞

サービス種別	改定率
訪問介護	▲2.3%
通所介護	0.5%
介護老人福祉施設（特養）	2.8%

＜訪問介護事業所数の推移＞

R4	R5	R6	R7
541	541	536	524

※各年4月1日時点



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	不妊治療費助成事業
1 予 算 額	12,000千円
2 現況・課題	・出生数が年々減少する中、不妊治療により出生する子どもの数は年々増加傾向にあり、令和4年時点で約10人に1人となっている。 ・令和4年4月より、一般不妊治療や生殖補助医療が保険適用となったものの、先進医療の費用は全額自己負担となっており、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る必要がある。
3 必要性・ねらい	高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方への経済的負担のさらなる軽減を図るため、事業実施予定市町村数の増加を踏まえ予算を拡充する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	不妊治療を受けている方に対する助成事業を行う市町村に対して補助を行う。 1 実施主体 市町村（県1／2・市町村1／2） 2 助成内容 保険適用された治療と併用して自費で実施する「先進医療」に係る費用の一部を助成。 3 助成額 1件あたり上限4万円
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	○先進医療とは ・妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、将来的な保険導入が検討されている治療。 ・厚生労働省が告示している先進医療は14技術（令和7年6月1日時点） ○実施予定市町村数 21市町村→32市町村へ増加



不妊治療費助成事業



【R7.9月補正予算額 12百万円】

(現計予算額 18百万円)

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G (029-301-3257)

高額な医療費がかかる不妊治療のうち、保険適用外となる先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方の経済的負担軽減を図ります。

1 実施主体 市町村
(実施予定市町村数：21→32へ増加)

2 助成額 1件あたり上限4万円 (県1/2、市町村1/2)

3 助成内容
保険適用された治療と併用して自費で実施する
「先進医療 (※)」に係る費用の一部を助成

保険適用		保険適用外
一般不妊治療 (タイミング法等)	生殖補助医療 (体外受精・顕微授精等)	先進医療

※先進医療…厚生労働省が告示している14の医療技術 (R7.6.1時点)
(例：高倍率の顕微鏡による良好精子の選別、子宮内細菌叢検査^{そう} など)

県内出生数

年	R3	R4	R5	R6
人	16,502	15,905	14,898	13,976

全出生児に占める生殖補助医療
による出生児の割合 (全国)

年	R1	R2	R3	R4
%	7.0	7.2	8.6	10.0



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

事業名又は議案の 名 称	幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業【新規】
1 予 算 額	1 7 3, 0 4 6 千円
2 現況・課題	コメなど食材の価格が高騰し、私立保育所等において食材料費の給食関連経費の負担が増大している。
3 必要性・ねらい	食材料費の給食関連経費の負担の軽減を図るため、給食等を実施している私立保育所等に対して支援を行う。
4 事業の内容	(1) 事業概要 給食等の食材料費の高騰による負担を軽減するための支援金を支給 (2) 対象経費 私立保育所・幼稚園等における給食の食材料費の高騰相当分 (3) 支援先 給食を提供している私立保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設を設置する法人及び個人 6 8 8 法人 1, 0 4 8 施設 (4) 補助単価 園児（利用者）1 人当たり 2, 5 0 0 円（定額）
5 参考事項	・「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用



【R7.9月補正予算額 173百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G（029-301-3252）

コメなどの食材が高騰していることから、私立保育所等における食材料費等の高騰相当分の支援を行います。

【事業概要】 私立保育所等の食材料費等高騰相当額に対し支援金を支給

【支援対象】 給食を提供している私立保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設を設置する法人及び個人
（688法人1,048施設）

【補助単価】 園児（利用者） 1人当たり2,500円（定額）



提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	権利の放棄について (公費負担医療の診療報酬返還金に係る債権)
1 現況・課題	○ 平成 26 年、県が生活保護法及び障害者総合支援法に基づく立入検査を実施した結果、不適切な診療報酬の請求（医師の診察がない再診料の請求等）が認められ、以降、令和 2 年まで分納を誓約させ、再三督促するなど返還交渉を継続。 ○ 令和 2 年、返還を誓約するも履行されず、督促にも応じなかったことから、東京簡易裁判所に仮執行宣言を申し立て、債務名義を取得。 ○ 令和 3 年、金融機関に預金調査を実施。東京地方裁判所へ債権差押命令申立書を提出。預金 244,055 円を取立て。 同年、東京地方裁判所に財産開示手続きを実施。少額の預金・現金以外は確認できず。 ○ 令和 4 年、債務者の代理人弁護士に現状を聴取したが、本人に安定した収入なし。 ○ そうした中、令和 5 年 5 月に破産手続きが進められ、令和 7 年 5 月に東京地方裁判所が免責許可決定を確定。
2 必要性・ねらい	自己破産により回収不能となった債権について、法令に沿った適切な債権管理を行うため、権利を放棄する。
3 内 容	債務者が破産により免責され、回収不能となった債権について、「県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準」により権利の放棄を行う。 放棄権利 公費負担医療の診療報酬返還金に係る債権 放棄金額 31,367,005 円及びこれに係る遅延損害金 債 務 者 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 放棄理由 破産による免責(令和7年5月)
4 参考事項	○県の債権(私債権)に係る権利の放棄の基準(抜粋・R2.10 策定) 主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。 (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第1項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。